

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 字の区域の設置(一〇〇・市町村課)
- 字の区域の変更(一〇一・市町村課)
- 大規模小売店舗の新設に關し述べた意見(一〇二・商工業振興課)
- 既存の大規模小売店舗の変更に關する届出(一〇三・商工業振興課)
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(一〇四・都市計画課)
- 公共下水道幹線管渠等の整備に關する工事の完了(一〇五・下水道課)
- 道路の供用開始(一〇六・道路環境課)
- 証紙売りさばき人の指定(一〇七・会計課)
- 証紙売りさばきの廃止の届出(一〇八、一〇九・会計課) 二件

### 公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)
- 市町村営土地改良事業の施行の協議を適當とする旨の決定(鹿角総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の退任の届出(山本総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の退任の届出(秋田総合農林事務所)
- 県営土地改良事業計画の決定(由利総合農林事務所)
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(都市計画課)
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 三件
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(一四)
- 政治団体の届出事項に異動があつた旨の届出(一五)
- 政治団体の解散の届出(一六)
- 政治団体の収支に關する報告書(一七)
- 公職の候補者の資金管理団体の届出(一八)

公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一九)  
 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(二〇)  
 政治団体の収支に關する報告書(二一)

## 告示

### 秋田県告示第百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡角館町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の設置の処分は、当該設置区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

字名	設定区域
仙北郡角館町雲然字碓東	仙北郡角館町雲然字中嶋下川原 五四、五四の一、五五、五六から六〇まで、六一 の一、六一の二、六二、七九の三、八〇の二、八 〇の三、八一、八二、八三の一、八三の二、八四 から九二まで、九二の一、九三の一、九四の一、 九四の二、九五の一から九五の三まで、九六の一、 九七の三、九八の四、九八の五、九九、一〇〇の 一、一〇一の一、一〇一の二、一〇二、一〇三の 一、一〇三の二、一〇四、一〇五、一〇五の一、 一〇五の二、一〇六、一〇七の一、一〇七の二、 一〇八から一二四まで、一二六から一二九まで、 一三〇の二、一三三の一、一三三の二、一三四の 三、一三四の四、一三五から一五五まで、一五五 の一、一五六から一六一まで、一六四の一、一六 四の二、一六五、一六七から一七一まで、一七二 の一、一七三、一七四の二、一七六から一七八ま で、一七八の二、一八〇から一九五まで、一九六

<p>の三、一九七の二、二〇〇の二、二〇一から二〇三まで、二〇四の三、二〇五から二一五まで、二二の二、二二三から二二五まで、二二六の一、二二六の三、二二七の一、二二八の一、二二九の一、二二〇から二二六まで、二三四の一、二三五の一、二三六から二四六まで、二四七の一、二四八、二四九の一、二五〇から二六三まで、二六三の一、二六四、二六四の一、二六五から二七七まで、二七八の一、二七八の二、二八九から二八二まで、二八三の一、二八三の二、二八四の一、二八五、二八六、二八七の一、二九五の一、二九六の一、二九七、二九八の一、三〇三の二から三〇三の一九まで、三〇五の一、三〇五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに二二七の二、二二七、二二八の二に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡角館町雲然字千刈田 七三、七四の一の一部、七四の四の一部、七五の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡角館町雲然字碓 二の一、三の一、三の二、六、八から一三まで、一四の二、一五の二、二六の一、二六の二、二七の一、二七の二、二八、二九の二、三七の二、三八の二、三九の二、四〇から一〇六まで、一〇八の三、一〇八の四、一一〇から一二二まで、一一三の二、一一三の三、一一四、一一五の一、一一五の二、一一六から一二七まで、一二八の一から一二八の三まで、一二九、一三〇の二、一三二の二、一四八の二、一四九から一五二まで、一五八、一六四の二、一六五から一六九まで、一七〇の一、一七一の一、一九八の一から一九八の四まで、一九九、二〇〇、二〇一の一、二〇二の二、二〇三</p>
---	---	--

<p>の二、二〇四の一、二〇五の二、二二三、二二四、二二五の二、二二六の二、二二七から二四〇まで、二二一の一から二二二の七まで、二二二の二、二二三の一、二二四、二二五、二二六の一、二二六の二、二二七の一、二二九、二三〇の一、二三三から二三三まで、二三四の一、二三五の一、二三六の四、二三七から二三九まで、二四〇の一、二四一の一、二四二から二四七まで、二四八の一、二五〇の一、二五一、二五四の一、二五五の一、二五八、二五九の四、二五九の六、二六〇から二六七まで、二六八の三、二六八の四、二六八の六、二六八の一四、二六八の一五、二七〇から二七七まで、二七八の一、二八一、二九一から二九三まで、二九四の一、二九四の二の一部、二九五の一部、二九七の一部、二九八から三〇〇まで、三一一の一から三一一の三まで、三一一、三一一の二、三一一の三、三二四から三二六までの各一部、三四一から三四三までの各一部、三四四から三五二まで、三五二から三五四までの各一部、三五五、三五七の一、三五七の二の一部、三五八の二の一部、三五九の二の一部、三六〇の一部、四一六、四二一、四二七の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部並びに一九、二〇の一、二一、二二、二四の一、二五の一、二八七の一、二八八の一、二八八の二、二八九の一、二九〇に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡角館町雲然字碓西川原 一二七の一部、一二八から一三三まで、一三三の二、一三三の三、一三四から一三六までの各一部、一三九の一部、一四六の一部、一四七、一四八の一、一四八の二、一四九の一部、一五〇から一五三まで、一五四の一の一部、一五四の二の一部、一五四の三、一七五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部</p>
---	--

仙北郡角館町雲然字碓前田

六九の一部、七三から七五までの各一部、七六から七八まで、七九の一、七九の二、八〇の一、八〇の二、八一の一部、八二の二の一部、八二の三、八三から八五まで、八八、八九、九一の二、九三の一、九四の二、九四の三、九六の一から九六の三まで、九七の一、九八の一から九八の三まで、九九の一、一〇〇の一、一〇二、一〇三の一、一〇三の三、一〇三の四、一一四の一、一一五の一、一一六の一、一一七の一の一部、一一五の一部、一一六から一四五まで、一四六の一部、一四七の一部、一五一の二の一部、一五二から一五四まで、一五五の一部、一五五の二、一四三の一部、一四四の一部、一四五、一四六の二、一四七、一四九の二、一五五の一から一五五の三まで、一五六の一、一五六の三、一五九から一六一まで、一六八の一、一六九、一六九の二、一七〇、一七四の二、一七五から一九二まで、一九三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに二九三の一の地先の水路である国有地の一部

仙北郡角館町雲然字碓下川原

一の一、一の二、二から七まで、七の一、八から一二まで、一三の一、一五の一、二一の一、二二から二五まで、二七、二八、三二から三五まで、三六の一、三七の一、三八から一〇〇まで、一〇一の一から一〇一の三まで、一〇二から一一七まで、一一七の一、一一七の二、一一八から一二六まで、一二七の一、一二七の二、一二八から一四三まで、一四五から一五〇まで、一五〇の一、一五一の一、一五三から一五七まで、一五九から一六五まで、一六六の一、一六七の一、一六七の二、一七三の一、一七三の二及びこれらの区域に隣接

介在する道路、水路等である国有地の一部

仙北郡角館町雲然字碓中川原

一、四から二二まで、二三の一から三三の三まで、三四から四六まで、四七の一から四七の三まで、四八から五五まで、五六の一の一部、五七の一の一部、五八の一の一部、五九から七六まで、七七の一の一部、七八、七九の一の一部、八〇の一の一部、一〇六の一から一〇六の五まで、一〇六の七から一〇六の九まで、一〇七の一部、一〇七の一から一〇七の四まで、一〇七の九から一〇七の二まで、一〇八の一から一〇八の一五まで、一〇八の一六の一部、一〇八の一七から一〇八の二二まで、一一三の一五の一部、一一三の六〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部

仙北郡角館町雲然字碓川原

八の一、一一の一、一六の二、一六の三、二四の四、二五の一、三一から三三まで、三四の一、三九、四〇、四一の二、四二の二、四五、四六、四七の一、四七の二、四八の一、五一、五二の一部、五三の一の一部、五四の一の一部、一一三の一部、一一六の一、一一七の一、一一八の一、一一八の二、一四〇の一、一四一の一、一四一の三、一四三の一、一四四、一四五の一、一四六の一、一四七の一部、一五六から一五九まで

仙北郡角館町雲然字碓

西

仙北郡角館町雲然字千刈田

七四の一の一部、七四の三、七四の四の一部、八一の四、八二の三及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部

仙北郡角館町雲然字碓西川原

一、二、三の二、三の三、四、五、六の一、六の

二、七から二まで、一三の一、一三の二、一四の一、一四の二、一六、一七の一、一七の二、一八、一九の一、一九の二、二〇から二八まで、二九の一、三〇、三〇の一、三一の一、三一の二、三五の一、三六の一、三七、三八、三九の一、三九の二、四〇の一、四二の一、四二、四三の一、四八、四九の一、五〇、五一の一、五一の二、五二、五三の一、五四から五六まで、五七の二、五八の二、六〇から六六まで、六七の一、六七の二、六八、六九の一、七〇、七一の一、七二、七三の二、七四から八八まで、八九の一、八九の二、九〇から九四まで、九五の一、九五の二、九六の一、九六の二、九六の四、九六の六、九六の七、九八の一、一一三の一、一一四の一、一一五、一一六の一、一一七の一、一一八の二、一二〇の二、一二一、一二二の一、一二三から一二六まで、一二七の二、一二四から一二六までの各一部、一三七、一三八、一三九の一部、一四〇から一四五まで、一四六の一部、一四九の一部、一五四の一部、一五四の二、一五五から一五七まで、一五八の一、一五九、一六〇、一六一の一、一六二の一、一六四の一、一七五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部並びに九六の三、一〇一、一〇二の二、一〇三の二、一〇三の二に隣接する道路である国有地の全部

仙北郡角館町雲然字錠

二九四の二の一部、二九五の一部、二九六、二九七の一部、三二四から三二六までの各一部、三七から三二一まで、三三三の二、三三五の二、三五の二、三六、三三〇、三三三の二、三三三の二、三三三の二、三三三の二、三三三の二、三三四から三四〇まで、三四一から三四三までの各一部、三五二から三五四までの各一部、三五八の一

部、三五八の二、三五九の一の一部、三五九の二から三五九の四まで、三六〇の一部、三六一から三六八まで、三六九の一、三六九の二、三七〇の一、三七〇の二、三七一の一、三七一の二、三七二の一、三七二の二、三七三の一、三七三の二、三七四、三七五、三七六の一、三七六の二、三七七の一から三七七の三まで、三七八、三七九の三から三七九の五まで、三八〇の一、三八〇の二、三八一の二、三八一の三、三八二の二、三八二の三、三八三の一、三八三の二、三八四の二、三八七の三、三八九の二、三九二、三九三から三九五まで、三九六の一、三九六の二、三九七から四〇四まで、四〇五の一、四〇五の二、四二七の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

仙北郡角館町雲然字錠前田

一、二、三の一、三の二、四から一九まで、二〇の二、二〇の二、二二の二、二二の二、二二の二、二二の二、二四、二五の一から二五の三まで、二六の一から二六の三まで、二七から二九まで、二九の二、三〇、三二の二、三三の二、三五の二、三五の二、三六の三、四〇から四三まで、四四の一、四四の三、四五の二、四六、四七の一、四七の二、四八の一、四八の二、四九の一、四九の二、五〇、五一、五二の二、五二の二、五三の二、五三の三、六三、六四の一、六四の二、六六、六七の一、六八、六九の一部、七〇から七二まで、七三から七五までの各一部、八一の一部、八二の二の一部、一七の一の一部、一八の二、一九の一、二〇の二、二二の二、二二の二、二二の二、二二の二、二二の二、二二の二、二二の二、二六、二七の二、二八、二九の二、三〇の二、三一から三四まで、三五の一、一四六の一部、一四七の一部、一四八から一五〇まで、一五一の一、一五二の二の一部、一五

<p>五の二の一部、一五六から一五九まで、一六〇の二、一六〇の二、一六一の二から一六一の三まで、一六二の二、一六二の二、一六三の二から一六三の五まで、一六四の二、一六四の二、一六五の二、一六五の二、一六六の二から一六六の三まで、一六七の二、一六七の二、一六八から一七一まで、一七二の二、一七二の二、一七三、一七四、一七六の五、一七七の二、一七八から一八一まで、一八二の二、一八二の二、一八三の二、一八三の二、一八四の二、一八四の三から一八四の五まで、一八五の二、一八五の二、一八七から一九〇まで、一九一の二から一九一の三まで、一九二の二、一九二の二、一九三から一九八まで、一九九の二、一九九の三、二〇〇、二〇三、二〇〇の二、二〇一から二〇五まで、二〇七の二、二〇八の二、二〇九の二、二一〇の二、二一一の二、二一二の二、二一三の二、二一四の二、二一五、二一五の二、二一六の二、二一八の五、二一九の三、二二〇の三、二二二の二、二二三の二から二二三の三まで、二三四から二五六まで、二三八の二、二三九の二、二四〇、二四一の二、二四二の二、二四二の二、二四三の二、二四三の二の一部、二四四の二、二四四の二の一部、二四四の二、三〇二、三〇六及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡角館町雲然字碓中川原 五六の二の一部、五六の二、五七の二の一部、五七の二、五八の二の一部、五八の二、七七の二の一部、七七の二、七九の二の一部、七九の二、八〇の二の一部、八〇の二、八一の二から八一の三まで、八二の二、八二の二、八三の二から八三の三まで、八四の二、八四の二、八五、八六、八七の二、八七の二、八八から一〇三まで、一〇四の二から一〇四の六まで、一〇五、一〇五の二から一〇五の三まで、一〇七の二の一部、一〇八の二</p>
---	---

<p>の二の一部、一〇八の二五、一〇八の二六、一一三の二から一一三の三まで、一一三の二四、一一三の二五の一部、一一三の二六から一一三の五五まで、一一三の五七、一一三の五九、一一三の六一、一一三の六二、一一三の六四、一一三の六五、一一三の六九から一一三の七一まで、一一四から一一四三まで、一四三の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路等である国有地の一部</p>	<p>仙北郡角館町雲然字碓川原 五二の一部、五三の二の一部、五四の二の一部、五六、五七、五八の二、六〇、六一、六二の二、六三から六七まで、六八の二、六九から七二まで、一一二の二、一一三の二の一部、一一九、一三〇の二、一三一、一三二、一四四、一四七の一部、一四八、一四九の二、一五〇の二</p>	<p>仙北郡角館町下延字上野坊 一から三まで、四の二から四の三まで、五から八まで、九の二から九の五まで、一〇の二、一〇の二、一一から一一まで、一二の二、一二の三、一三の二、一四から一九まで、一九の二、二〇、二一の二、二二、四五の二、四五の三、四六の二、四六の三、五〇の二、五一の三、五九の二、六四の二、九二の二から九二の四まで、一五四、一五五、一五六の二から一五六の三まで、一五七の二、一五七の二、一六五、一六七、一六八及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡角館町下延字上野坊川原 一二から一九まで、二〇の二、二〇の二、二二から二三まで、二四の二、二四の二、二五の二、二五の二、二六の二、二六の二、二七、二八の二、二八の二、二九の二、二九の二、三〇から三三三まで</p>
--	--	---	--

で及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

秋田県告示第百一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、北秋田郡鷹巣町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
北秋田郡鷹巣町綴子字蟹子沢 四九の六	北秋田郡鷹巣町綴子字 バツコ石
北秋田郡鷹巣町綴子字糠沢田ノ沢 七〇の二の一部、七〇の三、七四の一部、七五の 一の一部、七六の一部、七七の一、七七の二の一 部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路で ある国有地の全部並びに六八に隣接する水路であ る国有地の全部	北秋田郡鷹巣町綴子字 合地
北秋田郡鷹巣町綴子字與助沢 一の一、一の二、二の二、三、四の一から四の五まで、 四の七、五から八まで、一〇の一、一四、一五、 二一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路 である国有地の全部	

北秋田郡鷹巣町綴子字上台  
二〇、二一の一、九九の一に隣接する道路、水路  
である国有地の全部

秋田県告示第百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
シヨッピングタウンアクロスプラザ大館南  
大館市餌釣字前田一番外
- 二 県の意見  
意見なし
- 三 意見を述べた日  
平成十五年二月三日
- 四 関係書類の縦覧場所及び期間
  - (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
大館市役所 商工課
  - (二) 縦覧期間  
平成十五年二月十四日から同年三月十四日まで

秋田県告示第百三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

公共下水道の名称	工事の区間及び区域	工事の内容	工事の完了の日
<p>一 届出事項の概要</p> <p>(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 株式会社ラッキー 代表取締役 遠藤和義 平鹿郡十文字町仁井田字海道東二十二番地一 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(二) スーパーモールラッキー 平鹿郡十文字町字海道東二十二番地一 変更しようとする事項</p> <p>(三) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計</p> <p>(1) ア 変更前 一万五千四百一十一平方メートル イ 変更後 一万二千四百二十九平方メートル</p> <p>(2) 駐車場の収容台数 ア 変更前 千九十台 イ 変更後 九百八十二台</p> <p>(3) 駐車場の収容台数及び位置 ア 変更前 三百二十四台 イ 変更後 三百五十四台</p> <p>(4) 荷さばき施設の面積 ア 変更前 四百四十七・九平方メートル イ 変更後 四百八十一・一平方メートル</p> <p>(5) 廃棄物の保管施設の容量 ア 変更前 二百・九三立方メートル イ 変更後 二百六・七三立方メートル</p> <p>(6) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ア 変更前 開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後九時 イ 変更後 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時</p> <p>(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ア 変更前 午前八時から午後九時三十分まで イ 変更後 午前八時から午後十時三十分まで</p> <p>(四) 変更する年月日 平成十五年九月二十九日 届出年月日 平成十五年一月二十八日</p>		<p>三 関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(一) 縦覧場所 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 十文字町役場 商工課</p> <p>(二) 縦覧期間 平成十五年二月十四日から同年六月十六日まで</p> <p>四 意見書の提出先 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課</p> <p>五 意見書に添付する書面に記載すべき事項 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見を述べる理由</p> <p>秋田県告示第四百号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、雄和町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成十五年二月十四日 秋田県知事 寺田典城</p> <p>一 縦覧に供すべき図書 河辺都市計画公共下水道(雄和町公共下水道)の変更の総括図、計画図及び計画書</p> <p>二 縦覧場所 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課</p> <p>秋田県告示第百五号 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定による公共下水道幹線管渠等の整備に関する工事が次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)第八条第一項の規定に基づき、告示する。 平成十五年二月十四日 秋田県知事 寺田典城</p>	

皆瀬村特定環境保全公共下水道	幹線管渠 雄勝郡皆瀬村川向字野田四十四番地一から字蟹沢六十四番地先まで 終末処理場 小安浄化センター 雄勝郡皆瀬村川向字野田二十二番地一、二十三番地一、四十四番地一、四十五番地一及び四十五番地四	幹線管渠及び終末処理場の設置	平成十五年二月十四日
----------------	---	----------------	------------

秋田県告示第百六号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十五年二月十四日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	西滝沢館線	本荘市鮎瀬字経塚森四番一三から烏川字狩ヶ沢一番一九まで

二 供用開始の期日 平成十五年二月十四日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十五年二月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第百七号

秋田県証紙条例（昭和三十九年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

証紙売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
北秋田郡比内町扇田字下扇田四十八村上英次	北秋田郡比内町扇田字下扇田四十八	平成十五年二月六日

秋田県告示第百八号  
 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名  
 北秋田郡比内町扇田字下扇田四十八 村上 桂太郎

秋田県告示第百九号

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺田典城



売りさばきを廃止した者の住所及び氏名  
由利郡矢島町城内字八森下百三十

小 番 参 子

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十五年一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 健康増進活動支援協会

三 代表者の氏名

豊 田 成 昭

四 主たる事務所の所在地

秋田市大町四丁目四番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツの振興・健康増進に関する事業を行い、保健医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、鹿角市からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業（十和田地区中山間地域総合整備事業）計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十五年二月十七日から同年三月十四日まで

三 縦覧場所 鹿角市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から次のとおり役員の高任の届出があったので、同条第十七項

の規定に基づき、公告する。  
平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町飛根字富根百三十八番地一

池 端 重 光

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新城川土地改良区から次のとおり役員の高任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

秋田市外旭川字家ノ前五番地

佐 藤 廣

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大内町中田代字葎ヶ沢七十三伊藤陸朗ほか十四名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（葎ヶ沢地区ため池等整備事業）計画書の写し

二 縦覧期間 平成十五年二月十七日から同年三月十四日まで

三 縦覧場所 大内町役場

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 工事名 秋田中央道路整備工事

(二) 工事場所 秋田市千秋明德町地内

(三) 工事内容

(1) 実施設計（開削工）一式

- (2) 土工 一式
- (3) ボックスカルパルト 本線部二百七メートル及びランプ部五十九・二メートル
- (4) 土工 一式
- (五) 工期 平成十八年三月下旬まで  
発注方式
- (四) 本工事は、入札前に設計提案及び施工方法等に関する技術提案(以下「技術提案」という。)を受ける設計・施工一括発注方式並びに契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE提案方式の対象工事である。
- 二 予定価格  
四十八億二千四十一万四千四百円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 三 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 六者の構成員から成る任意に結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。
- (二) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
- (1) 共同企業体における出資比率が十分の一以上であること。  
令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定による土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間、秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 秋田県一般競争入札参加者名簿の一般土木工事に登録されていること。
- (5) 当該共同企業体以外の共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。
- (三) 共同企業体の代表者となる構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
- (1) 共同企業体における出資比率が各構成員のうち最大であること。
- (2) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の土木一式工事の総合評価点が二百五十点以上であること。
- (3) 市街地において、内空断面積百二十平方メートル以上の場所打ちボックスカルパルト工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が十分の二以上の場合の者に限る。)を有すること。
- (4) 技術士、一級土木施工管理技士又は一級建設機械施工技士のいずれかの資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(土木一式工事)を有する者で、(3)に掲げる工事と同種の工事に携わった経歴のあるものを本工事に専任で配置できること。

- (四) 共同企業体の代表者以外の構成員のうち一者については、次に掲げる要件を満たしていること。
- (1) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の土木一式工事の総合評価点が二百五十点以上であること。
- (2) 市街地において、内空断面積百二十平方メートル以上の場所打ちボックスカルパルト工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が十分の二以上の場合の者に限る。)を有すること。
- (3) 技術士、一級土木施工管理技士又は一級建設機械施工技士のいずれかの資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(土木一式工事)を有する者で、(2)に掲げる工事と同種の工事に携わった経歴のあるものを本工事に専任で配置できること。
- (五) 共同企業体の構成員のうち、(三)及び(四)の要件に該当しない四者については、次に掲げる要件を満たしていること。
- (1) 建設業法第二十七条の二十三に規定する経営事項審査(直近の審査結果通知書)の土木一式工事の総合評価点が八百九十点以上であること。
- (2) 市街地における工事を元請けとして施工した実績(工種及び工事の規模は、問わない。ただし、共同企業体の施工実績は、出資比率が十分の二以上の場合に限る。)を有すること。
- (3) 技術士、一級土木施工管理技士又は一級建設機械施工技士のいずれかの資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(土木一式工事)を有する者で、(2)に掲げる工事と同種の工事に携わった経歴のあるものを本工事に専任で配置できること。
- (六) 共同企業体は、管理技術者及び照査技術者として次の資格を有する設計技術者を配置できること。なお、設計技術者は、請負者が提出した競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)に記述した配置予定の技術者でなければならない。
- (1) 管理技術者は、技術士(建設部門のうち選択科目を「トンネル」とする者に限る。)とする。
- (2) 照査技術者は、技術士(建設部門のうち選択科目を「トンネル」とする者に限る。)(又はRCCM(登録技術部門を「トンネル」とする者に限る。))とする。
- 四 入札手続等  
担当部局

- (1) 一般的事項
- 郵便番号 〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県建設交通部都市計画課総務班 (電話〇一八 八六〇 二四四八)
- (2) 設計図書に関する事項
- 設計図書に関する事項
- 郵便番号 〇一〇 〇八六四 秋田市手形住吉町一番九号
- 秋田県秋田中央道路建設事務所総務班 (電話〇一八 八三七 八八五二)
- (二) 契約条項を示す場所
- (一) 二に掲げる場所
- (三) 入札説明書の交付期間及び場所
- 秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年二月十四日(金)から同年三月二十五日(火)までの期間、(一)及び(二)に掲げる場所であつたもの。)
- (四) 申請書、競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)、技術提案書及び施工実績等に関する資料(以下「技術資料」という。)(提出期間、提出場所及び提出方法
- 平成十五年二月十四日(金)から同年三月二十五日(火)までの期間、(一)に掲げる場所に持参の上、一部(技術提案書については、四部)提出すること。
- (五) 入札及び開札の日時及び場所
- 平成十五年五月十九日(月)午後二時 秋田県秋田中央道路建設事務所会議室
- 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
- 平成十五年五月十五日(木)午後五時 (一)に掲げる場所
- 五 技術提案書
- (一) 技術提案書の作成及び提出
- 技術提案書の作成においては、四(三)で交付する入札説明書に基づくものとし、四(四)に示す申請書、資格確認資料及び技術資料を併せて提出するものとする。
- (二) 技術提案事項について
- (1) 別に示す仕様、性能及び設計等についての図面及び仕様書等の内容に基づき、工事施工に必要な実施設計及び施工方法についての技術提案を求めらるるものとする。
- (3)(2) 技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合がある。
- (4) 技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となつた場合は、その後の工事において、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
- (4) 発注者が提案された技術提案を適正と認められた場合においても、設計及び工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

- (三) 技術提案書の取扱い
- 技術提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3)(2)(1) 技術提案書の返却及び公表は、行わないものとする。
- (3) 技術提案書の提出後における提案内容の変更は、認めないものとする。
- (四) 技術提案書の審査等
- (2)(1) 技術提案書の審査は、入札制度適正化推進委員会において行う。
- 審査に当たっては、設計案及び施工方法案等に基づいて工事的機能、品質の確保を前提とした施工の現実性及び安全性等を評価するものとする。
- また、必要に応じて、提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。
- (3) 技術提案された事項について審査した結果についての通知は、平成十五年五月月上旬までに郵送をもって通知する。
- 六 契約後のVE提案
- (一) 契約締結後、受注者は設計図書等に定める工事的機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に関する技術提案をすることができる。
- (二) 受注者から提出された技術提案は、採用されない場合がある。
- (三)(二) 受注者から提案された技術提案の内容が、一般的に使用される施工方法等となつた場合は、その後の工事において発注者が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
- (四) 発注者が技術提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、技術提案を行った受注者の責任は、軽減されるものではない。
- 七 その他
- (一) 入札の方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 見積内訳明細書の提出
- 入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)(を提出すること。
- (三) 入札の無効
- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第

百六十六条各号に掲げる入札又は申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(四) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(五) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

規則第百六十条及び第百六十一条に規定するところによる。ただし、規則第百六十二条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

規則第百七十八条第三号の規定により免除とする。

手続における交渉の有無 無

契約書作成の要否 要

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との同意契約により締結する予定の有無 無

関連情報を入力するための照会窓口 四(一)に掲げる部署

この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

(三) 本工事は、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定に基づき、低入札

価格調査制度を適用している。

(三) その他詳細は、入札説明書による。

八 概要

Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction work of the Akita Central Road

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M.25 March, 2003

(3) The date and time for the submission of tenders: 2:00 P.M.19 May, 2003

(tenders submitted by mail: 5:00 P.M. 15 May, 2003)

(4) Contact point for tender documentation concerning

general affairs: City Planning Division, Department of Public works and Transportation, Akita Prefectural Government, 4-1-1, Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan, TEL 018-860-2448  
blueprints: Akita Central Road Construction Office, 1-9, Tegata-sumiyoshicho, Akita City, Akita Prefecture 018-0864, Japan, TEL 018-837-8851

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

環境配慮型高速圧縮シュレッダー 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十五日(火)

(四) 納入場所

秋田地方総合庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

秋田県の休日を除き、平成十五年二月十四日(金)から同月二十四日(月)までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十五年二月二十七日(木)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

## 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。)

## 六 その他

## (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

ファイバースコープシステム 三セット

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (三) 納入期限

平成十五年三月二十八日(金)

## (四) 納入場所

県が指定する場所

## 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

## (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年二月十四日(金)から同月二十四日(月)までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十五年二月二十七日(木)午後一時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

## 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。)

## 六 その他

## (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。  
 (五) その他  
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年二月十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
グラウンド整地機 二台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年三月二十五日(火)
  - (四) 納入場所  
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
 (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
 (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 (一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
 (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年二月十四日(金)から同月二十四日(月)までの期間、随時交付する。  
 入札執行の日時及び場所  
 平成十五年二月二十七日(木)午後一時五十分
- 一 政党

秋田県庁地下一階管財課入札室  
 五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。  
 六 その他

- (一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (二) 入札の無効  
 規則第六十六条に規定するところによる。  
 (三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。  
 (四) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。  
 (五) その他  
 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第十四号  
 政治資金規正法(昭和三十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成十五年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	設立の区域	届出年月日

二  
その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
菊地幸悦後援会	佐々木正夫	草薨永治	大曲市四ツ屋字西下瀬五十四番地二	〃
岩間善直後援会	斎藤彦二	岩間善吉	大館市雪沢字籠谷三十二番地二	平成十五年一月十六日
小野正伸後援会	本間光幸	小野勇吉	横手市金沢本町字田町四十七番地二	平成十五年一月十五日
さいとう勝後援会	鎌田伸一	山田昇	秋田市旭川字神田五百七十三番地六	平成十五年一月十四日
渡辺正宏後援会	伊藤信夫	野田安雄	秋田市川尻御休町四番二十三号	〃
山谷そうじ後援会	鈴木貞一	田崎孝	仙北郡協和町境字境六十四番地	〃
すぎさわ千恵子後援会	杉沢千恵子	挽野実之	大曲市須和町一丁目一番五号	〃
小松たける後援会	佐藤信和	〃	〃	〃
アクティブ・あきた	小松健	三浦正明	秋田市八橋大沼町十五番三十号	平成十五年一月九日
三浦功後援会	池田繁喜	金子喜美治	本荘市川口字家ノ後三百七十番地	平成十五年一月八日
吉方せいげん後援会(道心会)	米森泰弘	吉方義高	能代市彩霞長根二十二番十二号	〃
こまつ勝彦後援会	桃井二三雄	坂本徹	秋田市牛島東四丁目七番六号	平成十五年一月七日
平沢健治政策研究会	平沢健治	小室忠男	秋田市牛島東五丁目一番二十八号	平成十五年一月六日
保守新党衆議院秋田県第一総支部	佐藤敬夫	東海林豊	秋田市牛島東一丁目一番九号	平成十五年一月九日
保守新党秋田県総支部連合会	〃	三浦緑	〃	平成十五年一月二十八日

田中耕太郎後援会	田中長六	田中郡司	大館市根下戸町十番九号	平成十五年一月二十日
伊藤祐耕後援会	秩父稔	小松永	仙北郡太田町国見字桜佐幣神二百三十九番地	平成十五年一月二十一日
たけだ和夫を支援する会	杉山誠吾	加賀谷幸男	秋田市山王六丁目十一番十八号 山王技建ビル2階	平成十五年一月二十三日
後藤道吉を励ます会	藤原昭次	高橋孝二	雄勝郡皆瀬村川向字板戸百六番地	平成十五年一月二十八日

秋選管告示第十五号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成十五年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年二月十四日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項	内 新	内 新	届出年月日
民主党秋田県総支部連合会	代表者	佐藤次男	佐藤敬夫	平成十五年一月十日
自由民主党秋田県港湾支部	会計責任者	小野寺厚二	矢部久紀	平成十五年一月二十日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 新	内 新	届出年月日
秋田県農協政治連盟あきた北支支部	代表者	佐藤登	佐藤修助	平成十五年一月六日
秋田県農協政治連盟秋田ふるさと支部	会計責任者	佐藤正明	高橋康夫	平成十五年一月十日
さくらば成久後援会	主たる事務所在地	大館市字長木川南百二十一番地	大館市字鉄砲場三十六番地	平成十五年一月十四日



同心会	高貝ひさと後援会	石川久後援会	秋田県環衛団体政治連盟		村上ふみお後援会	渡辺正宏後援会	のほら多津美後援会	中泉松之助後援会	能味塔一後援会	菅大輔後援会	佐藤宗雄後援会	阿部満後援会	すずき洋一後援会	中川たけお後援会	巴徳雄後援会	勝山会
代 表 者	主たる事務所在地	主たる事務所在地	会計責任者	会計責任者	代 表 者	主たる事務所在地	代 表 者	主たる事務所在地	代 表 者	代 表 者	代 表 者	会計責任者	代 表 者	代 表 者	主たる事務所在地	会計責任者
庄 司 富佐男	大館市幸町二番二十二号 M B Mビル	仙北郡太田町太田字新田田尻六十七番地	遠藤松二	川口芳松	中島康介	谷川直己	松田茂治	秋田市土崎港相染町大谷地三十六番百十八号	佐藤正弘	金田一皐造	佐藤利晴	三浦文夫	大館市大町十一番地	秋田市川尻総社町十八番七号	由利郡仁賀保町平沢字新町百三十二番地五	井上健
丸山満夫	大館市花岡町字猫鼻六番地一 新和産業(株)内	仙北郡太田町太田字築地古館七十二番地	石川正人	中島康介	佐渡谷栄悦	谷川長二	安藤久男	秋田市土崎港北七丁目一番二十二号	川村弘	高橋寛	三浦誠三	阿部清一	大館市中道三丁目一番五十号	秋田市川尻松丘町四番五十七号	由利郡仁賀保町院内字大門六十二番地一	播磨将
"	"	"	平成十五年一月三十一日	平成十五年一月二十九日	平成十五年一月二十八日	平成十五年一月二十四日	"	平成十五年一月二十日	平成十五年一月十七日	"	"	平成十五年一月十六日	平成十五年一月十五日	"	"	"

茂木成後援会	会計責任者	岡本時光	菅原一博
	代表者	茂木昭雄	
	会計責任者	茂木萬雄	茂木昭二郎

秋選管告示第十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成十五年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党琴丘支部	平成十五年一月二十日	平成十五年一月三十一日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
大西茂雄後援会	平成十四年六月三十日	平成十五年一月六日
梵天の会	平成十四年十二月三十一日	平成十五年一月二十一日
竹屋直太郎後援会	"	平成十五年一月二十八日
竹屋直太郎保戸野後援会	"	"
直球の会	"	"

阿部勝行と語る青年の会	平成十四年十二月三十日	平成十五年一月二十九日
さざなみ会	平成十四年十二月三十一日	"
住吉新作後援会	"	"
村岡兼幸大森町後援会	平成十四年十二月三十日	"

秋選管告示第十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成十五年二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
 提出書の題名  
 1 収入及び支出のある団体  
 (1) 政党

政治団体の名称 自由民主党琴丘支部  
 報告年月日 平成15年1月31日  
 ア 収入・支出の総額  
 (ア) 収入総額 253,073円  
 前年繰越額 253,073円  
 本年の収入 0円

(イ) 支出総額	0円
(2) その他の政治団体	
政治団体の名称 梵天の会	
報告年月日 平成15年1月21日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	94,500円
前年繰越額	92,450円
本年の収入	2,050円
(イ) 支出総額	94,500円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
寄附	2,050円
合計	2,050円
(イ) 支出の内訳	
政治活動費	
機関誌の発行その他の事業費	
機関誌の発行事業費	94,500円
合計	94,500円
政治団体の名称 さざなみ会	
報告年月日 平成15年1月29日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	5,300円
前年繰越額	5,300円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	5,300円
イ 収入・支出の内訳	
支出の内訳	
政治活動費	
組織活動費	5,300円
合計	5,300円
政治団体の名称 村岡兼幸大森町後援会	
報告年月日 平成15年1月29日	
収入・支出の総額	
ア 収入・支出の総額	

(ア) 収入総額	119,560円
前年繰越額	119,560円
本年の収入	0円
(イ) 支出総額	119,560円
イ 収入・支出の内訳	
支出の内訳	
経常経費	
人件費	35,000円
政治活動費	
組織活動費	84,560円
合計	119,560円
2 収入及び支出のない団体	
その他の政治団体	

政治団体の名称	報告年月日
大西茂雄後援会	平成15年1月6日
竹屋直太郎後援会	平成15年1月28日
竹屋直太郎保野後援会	"
直球の会	"
阿部勝行と語る青年の会	平成15年1月29日
住吉新吉後援会	"

秋選管告三第十八号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	資 金 管 理 団 体	代表者氏名	届出年月日
平 沢 健 治	県議会議員	平沢健治政策研究会	秋田市牛島東五丁目二番三十八号	平 沢 健 治	平成十五年一月六日

秋選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
高 貝 久 遠	太田町長	高貝ひさと後援会	主たる事務所の所在地	新 旧	平成十五年一月三十一日
			仙北郡太田町太田字新田田尻六十番地		
			仙北郡太田町太田字築地古館七十二番地		

秋選管告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九

条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	取 り 消 し た 資 金 管 理 団 体	代表者氏名	届出年月日
竹 屋 直 太 郎	県議会議員	竹屋直太郎後援会	秋田市大町一丁目二番七号	竹 屋 直 太 郎	平成十五年一月二十八日
住 吉 新 作	能代市議会議員	住吉新作後援会	能代市盤若町三番二十三号	住 吉 新 作	平成十五年一月二十九日

秋選管告示第二十一号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、  
 政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基  
 づき、次のとおりその概算を公表する。

平成十五年二月十四日

秋田県選挙管理委員会 加藤 堯

種類 政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書  
 報告書の要旨

平成14年分

その他の政治団体

政治団体の名称 高杉正美後援会

報告年月日 平成14年12月25日

収入・支出の総額

ア 収入総額

イ 支出総額

0円  
0円

平成13年分

その他の政治団体

政治団体の名称 熊谷新行後援会

報告年月日 平成15年1月29日

収入・支出の総額

ア 収入総額

イ 支出総額

0円  
0円

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsu-barara@matsubararansatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄